

前橋市西善・中内地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について（議案第35号）

建築指導課

1 制定の理由

西善・中内地区における適正かつ合理的な土地利用を図ることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物に関する制限を定める。

2 主な内容

(1) 建築物の制限

区 分	A地区	B地区	C地区
面 積	約15.0ヘクタール	約1.6ヘクタール	約0.7ヘクタール
用途地域	工業地域		
建築物の用途の制限（建築してはならないもの）	ア 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの イ 図書館、博物館その他これらに類するもの ウ ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する次の営業の用に供するもの (ア) 風俗営業 (イ) 店舗型性風俗特殊営業 (ウ) 無店舗型性風俗特殊営業 (エ) 映像送信型性風俗特殊営業 (オ) 店舗型電話異性紹介営業 (カ) 無店舗型電話異性紹介営業 (キ) 特定遊興飲食店営業 (ク) 接客業務受託営業 オ 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの カ カラオケボックスその他これに類するもの キ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ク 公衆浴場		

ケ 住宅 コ 共同住宅、寄宿舍又は下宿		制限なし（ケ及びコは、建築可能）
サ 物品販売業を営む店舗（同一の敷地内又は隣接する敷地内の工場等で製造された商品等を販売するものを除く。）又は飲食店	サ 物品販売業を営む店舗又は飲食店（区域内の店舗又は飲食店の延べ面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）	サ 物品販売業を営む店舗又は飲食店

(2) 公益上必要な建築物の特例

公益上必要な建築物であって、前橋市建築審査会の同意を得て市長が許可したものは、この条例の規定を適用しない。

(3) 罰則

この条例の規定に違反した建築物の建築主等は、10万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

令和3年4月1日

計画図



地区名	西善・中内地区
面積	約17.3ha

